

令和8年4月1日から

建築確認申請等手続きの 電子申請を開始します

建築基準法に基づく建築確認申請等の手続きにおいて、電子申請の受付を開始します。
なお、従来どおり、窓口での書面による申請（紙申請）も可能です。

電子申請の受付を4月1日から開始

- ・鳥根県では、一般財団法人建築行政情報センター（以下、「ICBA」という。）が提供する「ICBA 電子申請受付システム」を利用して電子申請の受付をします。

電子申請の対象となる主な手続き

- ・確認申請（計画通知）、中間検査申請、完了検査申請、各種届 他

鳥根県 ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/ki_jyunhou/online_application/



電子申請の方法と申請先

- ・事前に、「ICBA 電子申請受付システム」でアカウント登録を行う必要があります。
- ・アカウント登録やシステムの操作方法は ICBA のホームページを確認してください。

一般財団法人建築行政情報センター ホームページ

<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-list.html>



- ・建築予定地を所管する県土整備事務所を申請先としてください。

担当部局	TEL	管轄
松江県土整備事務所 建築部	0852-32-5757	安来市
雲南県土整備事務所 建築部	0854-42-9590	雲南市, 奥出雲町, 飯南町
県央県土整備事務所 建築部	0855-72-9608	大田市, 川本町, 美郷町, 邑南町
浜田県土整備事務所 建築部	0855-29-5668	浜田市, 江津市
益田県土整備事務所 建築部	0856-31-9660	益田市, 吉賀町, 津和野町
隠岐支庁県土整備局 建築部	08512-2-9728	隠岐の島町, 西ノ島町, 海士町, 知夫村

電子申請利用時の注意点

- ・手数料は、オンラインでの納付をお願いします（しまね電子申請サービス）。
- ・申請の「受理日」は、手数料納付が確認できた日とします。
開庁時間（8時30分から17時15分）外や、土日祝日、年末年始に納付されたものは、翌開庁日が受理日となります。
- ・同一工事について、確認申請を電子で提出した場合、完了検査申請も電子で提出してください。
- ・確認済証や副本は、PDF形式での交付及び返却となります。